

平成24年第2回下仁田町議会定例会会議録第3号（15日）

招集年月日	平成24年6月6日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	平成24年 6月 6日午前10時00分			議 長	千野 榮 治
	閉 会	平成24年 6月15日午前10時22分			議 長	千野 榮 治
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	木 暮 弘 元	○	7	千 野 榮 治	○
	2	矢 嶋 榮 一	○	8	島 崎 紘 一	○
	3	原 秀 男	○	9	堀 口 博 志	○
	4	岩 崎 正 春	○	10	佐 藤 博	○
	5	高 瀬 政 信	○	11	岡 田 武 二	○
	6	佐 藤 勇 二	○	12	佐 藤 公 夫	○
会議録署名議員	8番	島 崎 紘 一	9番	堀 口 博 志		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事 務 局 長	市 川 隆		書 記	並 木 文 子	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	金 井 康 行		ガ ス 水 道 課 長	金 井 義 富	
	副 町 長	—————		水 道 課 長	(ガ ス 水 道 課 長 兼 務)	
	教 育 長	高 木 成 雄		教 育 課 長	竹 内 芳 則	
	総 務 課 長	永 井 正 信		ジ オ パ ー ク 推 進 室 長	神 戸 哲	
	企 画 財 政 課 長	神 戸 康 全				
	健 康 課 長	神 宮 喜 美				
	産 業 振 興 課 長	加 庭 紀 夫				
	会 計 課 長	茂 木 政 美				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 委員長報告（付託議案・陳情）
- 2 第51号議案 平成24年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）
- 3 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書の採択に関する陳情書
- 4 陳情第2号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情
- 5 議案第52号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書
- 6 議案第53号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書
- 7 閉会中の継続調査の申出書について

会 議 の 経 過

開 会 平成24年6月15日 午前10時00分

○議長 千野榮治 これより本日の会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程につきまして、既に決定しておりましたが、新たな案件が提出されましたので、お手元にお配りしたように日程を追加し変更したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 千野榮治 異議なしと認めます。したがって、本日の議事日程は、議席にお配りしたとおり変更することに決定いたしました。

○議長 千野榮治 それでは日程第1、委員長報告に入ります。

過日、委員会に付託いたしました議案及び陳情に対する各委員会における審査の経過及び結果について、総務常任委員長から順次報告願います。総務常任委員長

（佐藤博総務常任委員長 登壇）

○総務常任委員長 佐藤博 おはようございます。ご指名によりまして、総務常任委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会は、6月7日午後1時から委員会室301において、委員全員出席のもと、本会議において付託された陳情1件について審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

陳情第1号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書の採択に関する陳情書を議題とし、直ちに審査に入り、委員から「国の負担金が減額され、地域の財政力によって格差が生ずるのは問題で、義務教育は国が堅持することが必要である」との意見があり、慎重審査の結果、陳情第1号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、総務常任委員長報告といたします。

○議長 千野榮治 社会経済常任委員長

(高瀬政信社会経済常任委員長 登壇)

○社会経済常任委員長 高瀬政信 おはようございます。ご指名によりまして、社会経済常任委員長報告を申し上げます。

社会経済常任委員会は、6月11日午前10時から委員会室301において、委員全員出席のもと、本会議において付託された陳情1件について審査いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

陳情第2号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情を議題とし、直ちに審査に入り、委員から「地域住民の安全・安心を守るためには、地方整備局と地方自治体との連携が必要である」等の意見があり、慎重審査の結果、陳情第2号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、社会経済常任委員長報告といたします。

○議長 千野榮治 続きまして、予算決算特別委員長

(堀口博志予算決算特別委員長 登壇)

○予算決算特別委員長 堀口博志 ご指名によりまして、予算決算特別委員長報告を申し上げます。

予算決算特別委員会は、6月7日午前10時45分から委員会室301において、委員全員出席のもと、本会議において付託された議案1件について審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

なお、本委員会は全議員で構成する特別委員会でありますので、質疑の内容は省略させていただきます。

付託されました第51号議案 平成24年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)は、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上をもって、予算決算特別委員長報告といたします。

○議長 千野榮治 以上で、各委員会における審査の経過及び結果報告が終わりましたが、これらの委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑はないようですので、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

○議長 千野榮治 次に、日程第2、第51号議案 平成24年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第51号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第3、陳情第1号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書の採択に関する陳情書を採決いたします。

陳情第1号の委員長報告は採択であります。この陳情を委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、陳情第1号は採択とすることに決しました。

○議長 千野榮治 次に、日程第4、陳情第2号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情を採決いたします。

陳情第2号の委員長報告は採択であります。この陳情を委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、陳情第2号は採択とすることに決しました。

○議長 千野榮治 次に、日程第5、議案第52号 義務教育費国庫負担制度を堅

持するとともに、国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書を議題といたします。

議会事務局長に朗読をさせます。議会事務局長

○議会事務局長 市川隆 命によりまして、議案第52号を朗読させていただきます。

議案第52号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書、上記の議案を、別紙のとおり下仁田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年6月15日、下仁田町議会議長、千野榮治様。

提出者 下仁田町議会議員 佐藤博、賛成者 堀口博志、賛成者 木暮弘元、賛成者 原秀男、賛成者 島崎紘一、賛成者 岡田武二。

裏面をお願いいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持と国の負担割合2分の1復元を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、平成18年に義務教育費国庫負担金の負担率が3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保が困難となっており、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼしてきている。

さらには、多くの地方自治体で財政が厳しくなる中、少人数教育の実施、学校施設、旅費・教材費、就学援助、奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。

自治体の財政力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、一人ひとりの子どもたちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、下仁田町議会は、政府、衆参両院議長に対し、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日、群馬県甘楽郡下仁田町議会議長 千野榮治。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣あてでございます。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 千野榮治 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第6、議案第53号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

○議会事務局長 市川隆 命によりまして、議案第53号を朗読させていただきます。

議案第53号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書、上記の議案を別紙のとおり下仁田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年6月15日、下仁田町議会議長、千野榮治様。

提出者 下仁田町議会議員 高瀬政信、賛成者 岩崎正春、賛成者 矢嶋榮一、賛成者 佐藤勇二、賛成者 佐藤公夫。

次のページをお願いいたします。

地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書

近年、日本列島では阪神大震災や東日本大震災、内陸の活断層での地震が相次ぎ、かけがえのない国民の生命と財産が奪われ、道路をはじめとする各種ライフラインも甚大な被害を受け、被災地の復興に大きな障害となっている。さらに災害は地震だけにとどまらず、頻繁に発生する大型台風をはじめ、局地的集中豪雨の多発などにより河川や内水の氾濫、土砂災害が発生し、国

民の安全・安心が大きな脅威にさらされている。またインフラ施設の老朽化の問題では、橋梁など高度成長期に造られた多くの構造物が更新期を迎えているが、その対応の遅れから橋梁の崩落など大事故につながる危険もあり、施設の更新や補修などの緊急対策を講じることが求められる。

国が担当する河川や道路などの社会資本は、全国の整備状況や地域性を熟知し、地域間に大きな差が生じないような整備を行うべきであり、憲法にうたわれる法の下での平等、住居・移転の自由、生存権と国の社会的使命を果たすため、国に課せられた責務である。さらに、災害時に必要な幹線道路の緊急復旧、大規模な河川施設の機能確保などは、連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き国が行うべきであるし、緊急的な復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことから、国が行うことでより迅速に対応することが可能となり、これらの活動の前面に立つのが防災官庁である国土交通省の地方整備局である。

地方整備局は、東日本大震災や全国各地を襲った風水害など、災害の発災直後から市町村と一体となって迅速かつ懸命に復旧活動を行い、防災・減災に対する「国の責任」を果たしてきた。しかし政府は、「地域主権戦略会議」において「関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所を当面の移譲対象候補とする」などを骨子とした特例法の法案化作業を進めている。

基礎自治体の意見を十分踏まえることなく、「地方整備局」の事務・権限を地方に移譲することは、国が自ら責任を放棄し、地方自治体へ押し付けることになるとともに、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、国民の「安全・安心」と公平で公正な行政サービスを脅かすこととなり、決して有益とはならない。こうしたことから、国土交通省地方整備局と事務所・出張所で実施してきた事業や役割を引き続き継続して実施し、国民の安全で安心な生活を確保するためには、国の出先機関として存続することが不可欠である。

よって、下記事項について強く要望する。

裏面をお願いいたします。

記

1. 住民の生命と財産を守るために、必要な公共事業については引き続き国がその責任において実施することとし、群馬県内にある国土交通省地方整備局の事務所・出張所を存続させること。

2. 国の出先機関改革の検討に当たっては、拙速に進めることなく、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体

の意見を十分踏まえるよう、慎重な対応をおこなうこと。

3. 道路・河川などの公物管理に必要な維持管理や防災関連予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な管理をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成24年6月15日。群馬県甘楽郡下仁田町議会議長 千野榮治。

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣、国家戦略担当大臣あてでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 千野榮治 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第7、閉会中の継続調査の申出書についてを議題といたします。

総務、社会経済常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 異議なしと認めます。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

これをもちまして、平成24年第2回下仁田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会

平成24年6月15日 午前10時22分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 千 野 榮 治

署名議員 島 崎 紘 一

署名議員 堀 口 博 志
